

[事案 27-74] 転換契約無効等請求

・平成 27 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時、将来の年金額を確定金額として説明されたこと等を理由に、設計書記載どおりの年金支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 8 月に契約転換した終身保険について、以下の理由により、設計書に記載された年金移行後の年金年額を支払って、年金移行後も、年金移行前の保障を存続させてほしい。もしくは、契約転換または年金移行を無効として、既払込保険料を返還してほしい。また、契約者貸付を無効としてほしい。

- (1) 転換時、募集人から、将来の年金額について 65 歳で 170 万円、70 歳で 180 万円、75 歳で 190 万円と記載された書面で説明されたが（「65 歳で 170 万円、70 歳で 190 万円、75 歳で約 200 万円」とも主張）、実際に支払われた年金額は 65 歳時点で約 80 万円であった。また、転換時にも年金移行時にも、年金移行後に、死亡保障等が無くなることの説明はなかった。
- (2) 転換時、年金年額が変動することについて説明はなく、設計書どおりの金額が確実に支払われると誤信して契約した。
- (3) 契約者貸付の一部は身に覚えのないものである。

<保険会社の主張>

約款でも設計書でも、配当金および年金は、支払額を約束するものではない旨が記載されており、募集人も、転換時に配当金および年金額については説明を尽くしているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時および年金移行時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による不適切な募集行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。